

【構造設備等基準】

○ 配置及び施設の基準（法2条3項、条例3条及び4条）

※個室関係を除く。

類別	一般公衆浴場	その他の公衆浴場
設置場所	<input type="checkbox"/> 既設の一般公衆浴場から300m以上離れていること。(条例第3条)	適用なし。
外部との区別	<input type="checkbox"/> 内部が直接外部から見通しができない構造であること。(条例第4条1号イ) <input type="checkbox"/> 外部に開放する排水口、窓等にはねずみ・衛生害虫等の防除のため金網等を設けること。(公衆浴場における衛生等管理要領)	一般に準じる。
男女の区別	<input type="checkbox"/> 出入口・脱衣場・洗い場・浴槽は男女を区別し、互いに見通しができないよう障壁を設けること。(条例第4条1号ア) なお、隔壁区画とすること。(公衆浴場における衛生等管理要領)	一般に準じる。
履物置場	<input type="checkbox"/> 適当な規模(条例第4条1号エ)	適用なし。 (入浴者数に応じた履物保管設備を設けること。(公衆浴場における衛生等管理要領))
受付	<input type="checkbox"/> 適当な規模(条例第4条1号オ)	適用なし。
脱衣場	<input type="checkbox"/> おおむね10m ² 以上であること。(条例第4条1号カ(ア)) (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※1参照) <input type="checkbox"/> 床面は耐水性の材料とすること。(公衆浴場における衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 適当な換気設備・採光の十分な窓または照明装置を設けること。(条例第4条1号ウ(ア), (イ)) <input type="checkbox"/> 十分な数の施錠できる脱衣箱及び予備の脱衣かごを備えること。(条例第4条1号カ(イ)) ※2参照 <input type="checkbox"/> 洗面設備、飲料水供給設備を設けること。(公衆浴場における衛生等管理要領)	面積の適用なし。 (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとすること。※1参照) 他は一般に準じる。
洗い場	<input type="checkbox"/> おおむね10m ² 以上であること。(条例第4条1号キ(ア)) (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※3参照) <input type="checkbox"/> 天井に適当な換気設備等を設けること。(条例第4条1号ウ(ア)) <input type="checkbox"/> 採光の十分な窓または照明装置を設けること。(条例第4条1号ウ(イ)) <input type="checkbox"/> 床及び壁の下部(約1m)は耐水性の材料であること。(条例第4条1号キ(イ)) <input type="checkbox"/> 床面はすべりにくい材質・構造とすること。(公衆浴場における衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 床に勾配及び溝を設けること。(条例第4条1号キ(ウ)) なお、勾配はおおむね1.5/100以上とする。(公衆浴場における衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 十分な数の給湯栓、給水栓、洗い桶、腰掛けを備えること。(条例第4条1号キ(エ)) ※4参照	面積の適用なし。 (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとすること。※3参照) 他は一般に準じる。
浴室	<input type="checkbox"/> 主浴槽の面積：おおむね3.24m ² 以上。(条例第4条1号ク(ア)) ※5参照 <input type="checkbox"/> 出入のための階段を設けること。(条例第4条1号ク(イ)) (手すり等の設置が望ましい。) <input type="checkbox"/> 耐水性の材料であること。(条例第4条1号ク(イ)) <input type="checkbox"/> 縁の高さは、洗い場の床からおおむね10cm以上とすること。(条例第4条1号ク(ウ)) なお、15cm以上が望ましい。(公衆浴場における衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 内部を十分に清掃できる構造とすること。 (条例第4条1号ク(エ))	面積の適用なし。 (入浴者に応じた面積とすることが望ましい。※5参照) 階段の適用なし。 (手すり及び内側に踏み段を設けること。(公衆浴場における衛生等管理要領)他は一般に準じる。
浴槽		

蒸気（熱気） 使用入浴設備 (サウナ等)	<p><input type="checkbox"/>外部から内部温度の識別・調整ができること。(条例第4条1号シ(ア))</p> <p><input type="checkbox"/>放熱設備が直接入浴者の身体に接しない構造とすること。(条例第4条1号シ(イ))</p> <p><input type="checkbox"/>内部を確認できる窓を設けること。(公衆浴場における衛生等管理要領)</p> <p><input type="checkbox"/>入浴者の安全のため、非常用ブザー等を設けること。(公衆浴場における衛生等管理要領)</p>	一般に準じる。
排 水	<p><input type="checkbox"/>汚水は適正に処理し、かつ他に著しい悪影響を与えないこと。(条例第4条1号ス)</p>	一般に準じる。
便 所	<p><input type="checkbox"/>男女別に設け、浴場内から利用できること。(条例第4条1号セ(ア)) (高齢者・小児等にも配慮した便器を設けることが望ましい。(公衆浴場における衛生等管理要領))</p> <p><input type="checkbox"/>換気、採光、照明、昆虫等防除の設備を施すこと。(条例第4条1号セ(イ))</p> <p><input type="checkbox"/>流水式手洗い設備を施すこと。(条例第4条1号セ(ウ))</p>	一般に準じる。
その他の設備	<p><input type="checkbox"/>ろ過器を設置する場合、十分なろ過能力を有し、洗浄又はろ材の交換ができるものであること。(条例第4条1号ケ)</p> <p><input type="checkbox"/>ろ過器の前に集毛器を置くこと。(条例第4条1号ケ)</p> <p><input type="checkbox"/>気泡発生装置、ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。(条例第4条1号コ)</p> <p><input type="checkbox"/>内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。(条例第4条1号サ)</p> <p><input type="checkbox"/>浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。(公衆浴場における衛生等管理要領)</p> <p><input type="checkbox"/>循環ろ過湯水の補給口は底部に近い部分とし、誤飲又はエアロゾルの発生が防止できること。(公衆浴場における衛生等管理要領) 注 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、誤飲を防ぐための措置を講ずること。(条例第5条17号)</p> <p><input type="checkbox"/>打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。(公衆浴場における衛生等管理要領) 注1 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないよう努めること。(条例第5条13号) 注2 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。(条例第5条14号) 注3 シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。(条例第5条15号)</p> <p><input type="checkbox"/>オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造になつていいこと。 ただし、内部清掃が容易な位置・構造であつて、回収槽内の湯水を消毒できる設備を備えている場合は、この限りでない。(公衆浴場における衛生等管理要領) 注 オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。(条例第5条12号)</p> <p><input type="checkbox"/>原湯を貯留する貯湯槽の温度を、湯の補給口、底部等に至るまで 60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても 55℃以上に保つ能力を有する加温設備を設置すること。これにより難い場合は、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。(公衆浴場における衛生等管理要領)</p> <p><input type="checkbox"/>貯湯槽、配管等は清掃が容易にでき、完全排水できる構造であること。(条例第5条16号)</p> <p><input type="checkbox"/>露天風呂を設ける場合、屋外には洗い場を設けないこと。(公衆浴場における衛生等管理要領)</p>	一般に準じる。

※1 脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。）は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{m}^2 \times 1.5$$

(注) 每時最大浴場利用人員…おおむね、平均人員の2倍

20……着脱衣、休憩等に要する時間（分）

1. 1 m²……入浴者1人当たりの衣服の着脱等に要する面積

1. 5……脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積

(公衆浴場における衛生等管理要領)

※2 脱衣箱(かご)の数は、次により算出される数以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 50 / 60$$

(注) 50……浴場利用時間（分）

(公衆浴場における衛生等管理要領)

※3 洗い場の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{m}^2 \times 1.5$$

(注) 20……洗い場使用時間（分）

1. 1 m²……入浴者1人当たりの洗い場使用面積

1. 5……通路等に要する面積の係数

(公衆浴場における衛生等管理要領)

※4 給水（湯）栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される数（組）以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60$$

(注) 20……洗い場使用時間（分）

(公衆浴場における衛生等管理要領)

給水（湯）栓は他の組の中心点との距離がおおむね70cm以上であること。なお、90cm程度の間隔が望ましいこと。

(公衆浴場における衛生等管理要領)

※5 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 10 / 60 \times 0.7 \text{m}^2 \times 1.2$$

(注) 10……浴槽使用時間（分）

0.7 m²……入浴者1人当たりの浴槽使用面積

1. 2……浴槽内の階段、注（湯水）口等に要する面積の係数 (公衆浴場における衛生等管理要領)

※ 注意事項

設計に当たっては、呉市公衆浴場法施行条例（平成24年12月19日条例第40号（平成25年4月1日改正施行））で定める第4条「施設の基準」、第5条「遵守事項」の他、「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知、令和元年9月19日生食発0919第8号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知一部改正）

及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省生活衛生課長通知〔循環式浴槽の場合に限る。〕、令和元年12月17日一部改正）を参照すること。

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に定める衛生管理・水質確保が十分行えるよう所要の設備を設けること。

○ 遵守事項（法3条、条例第5条）

浴場業を営む者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 脱衣場及び脱衣箱は、常に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒を行うこと。
- 2 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。
- 3 浴槽内の湯は、常に豊富に、かつ、適温を保ち、著しく汚濁しないようにすること。
- 4 入浴者に利用させるくし、かみそり、タオル、パンツ等は、一人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとすること。
- 5 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

※ 規則で定める基準

対象	項目	基準
原湯、原水、上り用湯、上り用水	大腸菌	不検出
浴槽水	大腸菌群	1ミリリットル中に一個以下
原湯、原水、上り用湯、上り用水、浴槽水	レジオネラ属菌	不検出（100ミリリットル中に10CFU未満）

- 6 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- 7 ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換とともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）を適切に消毒すること。
- 8 浴槽水の消毒に当っては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常一リットル中0.4ミクログラムから1.0ミクログラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。
ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあっては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。
（注）塩素系薬剤とは、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）、塩素化イソシアヌル酸をいい、二酸化塩素は該当しない。また、ただし書中の塩素系薬剤と同等以上の方
法として認められた方法は現在ない。
- 9 循環配管を設置している場合において、前号の規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難い場合にあっては、この限りでない。
- 10 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。

- 11 オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。
- 12 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。
- 13 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。
- 14 シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。
- 15 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講じること。
- 16 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい所に掲示すること。

入浴上の注意事項（記載例）

- ・おおむね 10 歳以上の男女を混浴させないでください。
- ・入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている方、下痢症状のある方及び泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある方の入浴はご遠慮いただきま
- す。
- ・浴槽に入る前に石鹼等を用いて身体をよく洗ってください。
- ・浴槽内で身体を洗ったり、浴室で洗濯したり、タオルを浴槽に浸ける等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないでください。
- ・露天風呂では身体を洗わないでください。

- 17 浴場内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、図書、図画その他の物件を提示し、又は備え付けないこと。
- 18 風俗営業法に係る個室以外の個室には、ふとん、ベッド、たたみ、じゅうたんその他これらに類するものを備え付けないこと。
- 19 従業員の服装及び行為については、風紀を乱すおそれのないようにすること。
- 20 施設及びその維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。
- 21 営業者（自ら従事する営業者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。